○蒲郡市遺児手当支給規則

昭和48年3月31日 規則第6号

改正 昭和56年3月31日規則第6号 昭和57年10月1日規則第27号 平成11年3月25日規則第26号 平成14年3月29日規則第21号 平成17年4月1日規則第44号 平成19年3月19日規則第11号 平成24年3月21日規則第13号 平成28年3月22日規則第12号 平成30年3月22日規則第10号

[注] 平成30年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、蒲郡市遺児手当支給条例(昭和48年蒲郡市条例第3号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(障害の状態)

- 第2条 条例第2条第1項第2号に規定する障害の状態とは、次の各号のいずれか に該当するものをいう。
 - (1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号 に定める身体障害者障害程度等級表の1級、2級及び3級程度
 - (2) 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める程度 (申請の手続)
- 第3条 条例第5条第1項に規定する蒲郡市遺児手当(以下「手当」という。)の 支給申請は、蒲郡市遺児手当支給申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類 を添えて市長に提出しなければならない。ただし、児童扶養手当法(昭和36年 法律第238号)の規定による児童扶養手当の受給資格等の認定の請求に併せて 手当の支給申請をするときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 条例第3条第1項に規定する受給資格者及び条例第2条第1項に規定する遺児(以下「遺児」という。)の戸籍謄本
- (2) 遺児の父又は母が前条に定める障害の状態にあるときは、医師の診断書 又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者手帳 の写し若しくは国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)に定める 国民年金証書の写し
- (3) 条例第2条第1項第3号から第6号までの規定に該当する遺児については、その事実を証明する書面
- (4) 父若しくは母以外の者が遺児を養育しているときは、遺児を養育することを証明する書面
- (5) 遺児が15歳又は18歳に達した日の属する年度の末日以後引き続き中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学するときは、在学証明書
- (6) 条例第2条第1項第7号の規定に該当する遺児については、市長が指定 する書面

(平30規則10·一部改正)

(審査結果の通知)

第4条 条例第5条第2項の規定による通知は、遺児手当/認定/却下/通知書(第2号様式)によるものとする。

(所得状況の届出)

第5条 手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年8月1日 から8月31日までの間に市遺児手当<u>所得状況</u>届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(支給の停止等)

第6条 条例第3条第1項ただし書及び第7条の規定により手当の支給を停止し、 又はその停止を解除する場合は、遺児手当/支給停止/支給停止解除/通知書(第4号様式)によるものとする。

(平30規則10·一部改正)

(手当認定事項変更の届出)

第7条 受給者は、手当認定事項に変更の必要を生じたときは、速やかに遺児手当認定事項変更届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者は、条例第3条に定める支給要件が消滅したときは、遺児手当受給 資格喪失届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

附則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第6号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第26号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第21号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第13号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定 (「又は登録原票記載事項証明書」を削る部分に限る。)及び第5条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第10号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の蒲郡市遺児手当支給規則の規定による第1号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

蒲郡市遺児手当支給申請書

年 月 日

蒲郡市長 殿

次のとおり、遺児手当の支給を申請します。

	ふりがな											生年月日	•		•
	申 請 受給資材											個人番号			
住	蒲郡市	Ħ						- 1	職	勤	務先名				
所	TEL	,		携	帯電話	£			業		TEL				
金融機関		銀 行 信用金庫 農 協							普通 支店 No. 当座						
配偶者	生年月	氏 名 生年月日 ・ ・ 個人番号							扶養義務者		名年月日1人番号		•	•	
父			児童	で父								児童の)母		
母							生								生
		氏	名		4	: 年	月日		糸	売杯	Ñ	在学学	校名及び	学年	
遺													学校		年
 児													学校		年
-													学校		年
同			見手当支給の 兄並びに世帯										禺者及び同	居の打	夫養義務
意					1	年	月	日							
書					氏名	1							(1))	
事															
由															
市	認定番	等号				手	市			•	•				円
県	認定番	号				手当月	県			•	•				円
玉	認定番	等号				額	国			•	•				円
受年	付 月日			資格!							資格喪生	自			

遺児手当 認 定 通知書

年 月 日

殿

蒲郡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった遺児手当については、次のとおり認定・却下します。

受	住	戸	F										
給者	氏	彳	5						認定却下	A	第		号
遺	迅	. 1 7			名	生生	年 月	日	受給す	資格者 続 柄	在学学校名	名及び	学年
						年	月	日				学校	年生
						年	月	日				学校	年生
IH						年	月	日				学校	年生
児						年	月	日				学校	年生
振込機関	金	融	機	関	名		銀行	• 信用 ₃	金庫・農	業協同網	組合 尼	i	
機関	П		座		名	普通預	金・当	座預金		第	号	<u>1</u> .	
支	給	開	始	年	月		年	月	手 当	月 額			円
却		下	理	II.	由								

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において蒲郡市を代表する者は、蒲郡市長となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において蒲郡市を代表する者は、蒲郡市長となります。)。

第3号様式(第5条関係)

受付年月	Ħ		年 月	В	番号		番号		
			市	i遺児手	当所	得状況届			
						氏名			印
分の)所得	伏況は、次	のとおりで	す。	勤務先				
認定番号					TEL1 TEL2				
区分	氏	名	続柄	扶養親族	等の数	所得額	控除の額		控除後の所得額
受給者			本人	扶養親族 (うち老) (うち特別 (うち特別	人 人) 定 人)	н		円	Н
配偶者				扶養親族 (うち老)		円		円	円
扶養義務者				扶養親族 (うち老)		円		円	円
住所及び 受給者 氏 名									
支払銀行									
口座番号									
児童名生年月日									
同意書		市遺児手当	支給要件決	定のため私。	及び私と同	- 	の所得金額の確認	忍事和	
		氏名				印	-	71	н

遺児手当 支給停止 通知書 支給停止解除

 第
 号

 年
 月

 日

殿

蒲郡市長 氏 名

印

次のとおり蒲郡市遺児手当の 支 給 を 停 止 支給停止を解除 したので通知します。

認	定	番	号	第	号	手当月額	円
受給	住		所				
者	氏		名				
理			由				
停工解	上期 除 し	間又	には 日				
備			考				

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において蒲郡市を代表する者は、蒲郡市長となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において蒲郡市を代表する者は、蒲郡市長となります。)。

遺児手当認定事項変更届

年 月 日

蒲郡市長 殿

受給者 氏 名

ED

次のとおり変更の必要を生じたので届けます。

次のとおり変更の必要を生したので届けます。														
認定	番	号	第			号		変更生	F月日		年	月	日	
	住		旧						•					
	所		新											
	氏	旧 新												
変	名													
		ID	名	称		銀行・信用金庫・農業協同組合						店		
更	金融機関	旧	П	座	普通	預金	・当座	三預金		第				
工 工	機型	立に	名	称		Í	退行・	信用金	協同組合	,	店			
		新	П	座	普通預金・当座預金					第				
事	新たに連	氏		名	生	年	月	日	受給者 との続 柄		で名及び	理	由	
	週 なっ					年	月	月		学校	年生			
項	に遺児とな					年	月	日		学校	年生			
	った 者					年	月	日		学校	年生			
	者 者 又					年	月	日		学校	年生			

*

<u></u>										
決	裁						公使	印 用		
			住 所	養育者	金融機	関	認	定		
		受給者					年月		• •	
認	定		住 所	年 齢						
政心		遺 児					認定	者		
		手当額変番	E 更通知 号		更通知日	手当額変更	年月	手	当変更月	額
		第	号	•	•	年	月			円

遺児手当受給資格喪失届

年 月 日

蒲郡市長 殿

受給者 氏 名 即

次のとおり受給資格を喪失したので届けます。

認定	番	号	第		뭉
住		所			
氏		名			
資格喪	失年月	日	年	月	日
資 格	喪	失			
Ø	理	由			

決	裁						
		亚 公 耂	住 所	養育者		認定	
≑श	定	受給者				年月日	
認	正	遺児	住 所	年 齢		認定者	
		遺 児				沁足有	

第1号様式(第3条関係)

(平30規則10・全改)

第2号様式(第4条関係)

第3号様式(第5条関係)

第4号様式(第6条関係)

第5号様式(第7条関係)

第6号様式(第8条関係)